

交規甲達第5号
平成28年 3月 4日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

交通規制課関係の許可等における審査請求の方法の書面教示について

書面による教示が義務付けられている「不服申立てをすべき行政庁等の教示」及び「取消訴訟の提起等に関する事項の教示」について、交通規制課関係の許可等（以下「許可等」という。）の措置として、平成28年4月1日以降処分を行うものについては、下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、交通規制課関係の許可等における行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による書面教示について（平成23年交規甲達第14号）は、廃止する。

記

1 書面による教示が必要な許可等

次に掲げるもので、許可等を行うに際し、条件を付す場合及び条件を変更する場合並びに申請によって求められた許可等を拒否する場合（不許可、申請の棄却、却下等を問わない。）

(1) 福井県公安委員会による許可等

- ア 制限外けん引許可
- イ 高齢運転者等標章の交付
- ウ 緊急通行車両の確認
- エ 通行禁止除外標章の交付
- オ 駐車禁止等除外標章の交付

(2) 警察署長による許可等

- ア 道路使用許可
- イ 制限外（制限外積載・設備外積載・荷台乗車）許可
- ウ 通行許可
- エ 駐車の許可
- オ 自動車の保管場所証明
- カ 保管場所標章の交付

2 書面による教示の方法

処分の通知書とは別に、教示すべき事項を記載した別添説明書を交付すること。ただし、処分の通知書に教示内容が印刷されているものについては、交付を要しない。

また、許可等を行うに際し、条件を付すことが通例であるような許可等については、当該許可等の許可証等に教示すべき事項を記載することができるものとする。

別添

説 明 書

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起することができます。この場合において、福井県を代表する者は福井県公安委員会となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。